

ハラスメントのない大学を作ろう

桐生大学・短期大学部のすべての学生、教職員は、就学・教育・研究・就労にあたって、等しく良好な環境を享受する権利をもっており、性別・年齢等の違いにより、不利益をこうむる事があってはなりません。とりわけ、ハラスメントは、「時・場所・相手をわきまえずに、相手を不愉快にさせる言動・態度すべてのこと」です。本学ではあらゆるハラスメントを防止し、被害が生じた場合の公正な救済を保障する事で、適切な教育・研究・就労環境の実現に積極的に取り組みます。

ハラスメントの代表例としては、次のようなものがあります。

《セクシュアルハラスメント》

「職場」において行われる「労働者」の意に反する「性的な言動」

《パワーハラスメント》

職場内での優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与えるまたは職場環境を悪化させる行為

《アカデミックハラスメント》

教育、研究の場において、立場、権力を利用して、不適切な言動・指導を行い、その指導を受ける者に不利益を与えること

●ハラスメント防止と相談員制度●

上記以外にも「妊娠、出産、育児休業等に関するハラスメント」、「ジェンダー・ハラスメント」「ソーシャルメディア・ハラスメント」など、気をつけるべきハラスメントがあります。

桐生大学・短期大学部ハラスメント防止委員会は、学生と教職員、教職員間、その他学校関係者との間で、教育・職場環境を悪化させる行為を予防し、快適な学園生活のもとでの勉学・職務を保障する事を目的とし、万一ハラスメントが生じた場合の救済等を行えるよう、学内に相談員をおいて速やかに対応できる体制を整えています。

桐生大学・短期大学部ハラスメント防止委員会に関する規程第4条に基づき、相談員6名を配置しています。ハラスメントの被害にあったと思われる場合は、下記の相談窓口に連絡して、相談してください。

桐生大学・桐生大学短期大学部 ハラスメント防止委員会相談窓口

電話番号 0277-76-2400

※「ハラスメント防止委員会」宛

E-mail harassment@kiryu-u.ac.jp